

基本指数表（評価基準表）

		保護者の状況		基本指数
類型	細目			
就労	居宅外勤務	週5日以上 (月20日以上)	日中8時間以上の就労を常態	10
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	9
			日中4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		週4日 (月16日以上)	日中8時間以上の就労を常態	9
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	8
			日中4時間以上6時間未満の就労を常態	7
		週3日 (月12日以上)	日中8時間以上の就労を常態	8
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	7
			日中4時間以上6時間未満の就労を常態	6
		居宅外勤務のうち上記に該当しない者（月48時間以上勤務）		
	居宅内勤務	週5日以上 (月20日以上)	日中8時間以上の就労を常態	10
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	9
			日中4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		週4日 (月16日以上)	日中8時間以上の就労を常態	9
日中6時間以上8時間未満の就労を常態			8	
日中4時間以上6時間未満の就労を常態			7	
週3日 (月12日以上)		日中8時間以上の就労を常態	8	
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	7	
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	6	
居宅内勤務のうち上記に該当しない者（月48時間以上勤務）			5	
求職活動		新規就労者、採用内定者、求職中の者		5
学生	大学等	週5日以上、日中8時間以上の就学をする者（大学院含む、研修医は外勤とする）		8
	各種学校等	週3日以上、日中4時間以上の就学を1年以上する者（カルチャースクール等は除く）		7
	その他	週3日以上、日中4時間以上の就学を6か月以上する者（カルチャースクール等は除く）		6
出産		入所希望月の2月前から2月後までの間に出産の予定がある者		7
疾病・障害	長期入院	概ね1か月以上の入院		10
	病気重	常時臥床、感染性疾患（育児不可能）		10
	病気中	一般療養（育児困難）		8
	病気軽	一般療養（育児に支障あり）		7
	障害重	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級（育児不可能）		10
	障害中	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度（育児困難）		8
看護・介護	介護重	週5日、日中8時間 常時付添看護（配偶者・子どものみ）		10
	介護中	週3日、日中8時間以上の付添		8
	介護軽	週3日、日中4時間以上8時間未満の付添		6
災害		災害などによる家屋の損傷、災害復旧のため、保育にあたれない場合		10
不存在		両親が不存在か行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合 (母[父]子家庭等で、事情により祖父母が保育している場合は、保護者の要件とする。)		10

※保護者（父母）の該当する類型に応じて、基本指数を決定します。
 ※38頁の「基本指数の取扱いについて」も、併せてご確認ください。